

令和6年度今治市移住者住宅改修支援事業実施要領

第1 事業の概要

1 目的

県外(日本国内に限る。以下同じ。)からの移住を促進し、人口減少の抑制と集落機能の維持及び存続を図るため、「若者人材」の確保・定着の促進策として、移住者が行う住宅の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内で補助を行う。

2 補助対象者

次のいずれにも該当する者。

- ① 平成28年4月1日以後の移住者(県外から県内に住民票を異動した者)であって市内に住所を有する者(住宅の改修後、速やかに転居しようとする者を含む。)又は市の地域おこし協力隊として委嘱された者若しくはその退任者で市内に住所を有するもの
なお、移住者であっても、以下の理由によるものは除く。
 - (ア) 県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学
 - (イ) 所属企業等の業務命令に基づく転勤又は所属企業と関連のある企業等への赴任
 - (ウ) 県内に住民票を有する者との結婚による転居等
- ② 購入し、又は賃借した空き家に5年以上居住する意思を有する者
- ③ 働き手世帯(補助金の交付申請日において構成員のうち少なくとも1人が60歳未満である世帯)に属する者
- ④ 本人及び同一世帯に属する者が前住所地を含め市町村税(市町村民税及び固定資産税をいう。)を滞納していない者
- ⑤ 過去に当該補助金の交付を受けたことがない者
- ⑥ 当該空き家の改修等を行うことができる権原を有している者

3 補助対象事業

上記の補助対象者が行う以下の事業

① 「住宅の改修」

居住を目的として、愛媛県空き家情報バンク若しくは今治市空き家バンクを通して購入し、又は賃借した一戸建て物件(住宅と店舗・事業所等が一体の住宅を含む。)を改修する事業。

② 「家財道具の搬出等」

当該空き家に居住するために不要な家具等を搬出、清掃等する事業

4 補助率及び補助限度額

補助率及び補助限度額については、以下のとおりとする。

① 指定地域（指定地域の詳細は別表1参照）で実施する事業

【住宅の改修】

補助対象経費の2/3又は250万円（子育て世帯にあつては、500万円）のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）

【家財道具の搬出等】

補助対象経費の2/3又は25万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）

② 指定地域以外の地域で実施する事業

【住宅の改修】

補助対象経費の2/3又は200万円（子育て世帯にあつては、400万円）のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）

【家財道具の搬出等】

補助対象経費の2/3又は20万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）

※補助対象経費の詳細については、別表2参照

5 補助対象としない事業

① 事業費総額が下限額（「住宅の改修」においては50万円、「家財道具の搬出等」については5万円）を下回るもの。

② 過去にこの制度により補助を受けて改修した空き家を対象とする事業。

③ 3親等以内の親族より取得した空き家を対象とする事業。

④ 補助交付決定後に改修を開始し、申請年度内に完了する事業。

6 その他

① 事業実施は原則として市内の施工業者によるものとする。また、自ら改修等を実施することも認める。但し、自己改修の場合、材料費に相当する費用のみ認める。

② 補助対象事業が、他の補助制度による補助金を受ける場合においては、当該他の補助制度の交付対象となった事業に係る経費は、補助対象経費から差し引かなければならない。

別表 1 (指定地域)

		地域
① 人口減少率が著しい地域		九和小学校区に属する地域
		菊間小学校区に属する地域
		亀岡小学校区に属する地域
		吉海小学校区に属する地域
		宮窪小学校区に属する地域
		上浦小学校区に属する地域
		大三島小学校区に属する地域
		岡村小学校区に属する地域
② 国の地域振興関連法において指定する地域	(ア) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）	旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町、旧関前村の地域
	(イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域	玉川町龍岡地区の地域
	(ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施域	来島、小島、馬島、比岐島、津島、鵜島、大下島、小大下島

別表2 (補助対象経費及び補助率等)

補助対象経費			補助率等	
			指定地域	左記以外の地域
住宅の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	補助対象経費の2/3又は250万円(子育て世帯にあつては、500万円)のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)	補助対象経費の2/3又は200万円(子育て世帯にあつては、400万円)のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等		
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等		
	建具工事	各種建具(ドアノブ、鍵、戸車、レール等)取替え等		
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等		
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等		
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等		
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等		
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等		
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等		
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等		
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事(家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等)		
外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事(住宅本体の改修と合わせて行うものに限る。)			
家財道具の搬出等	入居又は住宅の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃	補助対象経費の2/3又は25万円のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)	補助対象経費の2/3又は20万円のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)	

第2 募集方法

1 募集方法

原則として、予算額を上限とした先着順募集とする。

ただし、年度当初にこの事業の周知期間（第1次募集の期間）を設け、当該期間内に申し込みをした者について、抽選により、優先順位をつけることとする。

2 募集期間

第1次募集 令和6年4月8日（月）～令和6年4月30日（火）

第2次募集 令和6年5月1日（水）以降予算がある限り随時

（申込に必要なすべての書類を整えて提出されたものに限り、不完全な申込書類は、受付いたしません。）

第3 第1次募集

1 事前相談

(1) 事前相談期間

令和6年4月2日（火）～令和6年4月30日（火）

(2) 事前相談の内容

事業の概要に関する問い合わせへの対応、様式の配布

(3) 事前相談先

本庁・朝倉・玉川・波方・大西・菊間・関前の地域においては

地域振興部 地域政策局 地域振興課

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島の各地域においては

しまなみ振興局 しまなみ振興課

（以下の説明において、地域振興課としまなみ振興課を列記している場合は、標記地域区分による）

(4) 事前相談方法

地域振興課・しまなみ振興課での面談、電話等

(5) その他

店舗兼住宅を改修する内容の事業であった場合は、関係機関（市建築課、消防本部警防課、保健所等）に相談するよう伝える。

2 事前申込

(1) 事前申込受付期間

令和6年4月8日（月）～令和6年4月30日（火）

(2) 事前申込先

地域振興部 地域政策局 地域振興課
しまなみ振興局 しまなみ振興課

(3) 事前申込方法

受付期間中に以下の事前申込書類を提出（郵送可。必着）

(4) 事前申込書類

- ① 今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付事前申込書
- ② 補助対象事業費の算出根拠
- ③ 住宅の図面（配置図及び平面図）

(5) 事前申込受付時の市の対応

地域振興課・しまなみ振興課職員による聞き取り及び書類を通して、補助対象になりうるかを確認する。受け取った事前申込書については、受付番号を記入の上、控えを申込者に渡す。

(6) 事前申込の結果

事前申込の結果、申込額の合計が予算額を上回った場合、事前申込者の中から、補助金の交付を受けようとする者の優先順位を付す抽選を実施する。

予算額を下回った場合は、事前申込者全員を当選者とし、事前申込書で提出した改修等の内容で「4. 交付申請」の手続きを行ってもらう。

(7) 抽選の実施について

① 抽選の日時・場所

上記(6)の事前申込の結果により、抽選を実施する。

なお、今回は下記日程にて抽選を実施とする。

日 時 令和6年5月17日（金）午前10時30分から
（受付は午前10時から午前10時30分まで）

場 所 今治市役所本庁第2別館11階 特別会議室3号

② 抽選への出席等

抽選の際には事前申込者本人もしくは代理人の出席を求める。代理人が出席する場合は委任状を提出してもらう。

なお、当事業は移住支援事業であり、事業実施前は事前申込者が市外に居住している方がいる場合を考慮し、抽選時に市外に居住し、予め本人から委任状を提出する事前申込者については、事務局が抽選を代行するよう申し出ることができる。

③抽選の手順・方法

抽選の手順・方法については以下のとおりとする。

(ア) 抽選の実施通知

申込者に対して、電話・郵便等で抽選を実施する旨を通知する。なお、抽選の際に「事前申込書の控え」を持参してもらうこと、代理人が出席する場合には委任状が必要なこと、また、抽選時に市外に居住する者には、予め委任状を提出すれば、事務局が抽選を代行する旨を必ず伝える。

(イ) 抽選受付時に行うこと

(Ⅰ) 受付時の本人確認

事前申込者本人もしくは代理人であることを持参した「事前申込書の控え」や「委任状」にて確認を行う。「事前申込書の控え」を持参していない方、代理人で申込者からの委任状を提出しない方、遅刻した方については欠席者として扱う。

(Ⅱ) 欠席者の確認

抽選開始前に欠席者の番号と氏名を呼び、欠席していることを確認する。

(Ⅲ) 抽選欠席者の取り扱い

抽選を欠席した者(委任状を提出した者を除く。)は、当該補助を受ける意思がないものとみなし、補助金の交付を受けようとする者の優先順位から除外する。

(ウ) 抽選の手順

(Ⅰ) 応募状況及び抽選方法の説明

受付終了後、抽選を開始する前に、事前申込者数、当日の出席者数(予め委任状を提出した申込者数を含む。)、欠席者数を報告し、抽選順を決めるための予備抽選を行わず事前申込の受け付け順に抽選を行う事等の抽選方法の説明を行う。

(Ⅱ) 抽選の実施

A. 容器の中にそれぞれ番号が振られている球を出席者数(予め委任状を提出した事前申込者数を含む)と同じ数だけ入れる。

B. 立会人を事前申込者から2人選出する。特に異議が無ければ、出席し

ている事前申込者の中から、事前申込順の最後とその1つ前の方をお願いする。

- C. 申し込みの受け付け順に1人1個の球を引く。
- D. 引いた球は容器の中に入れ、担当者と立会人が番号を確認する。
- E. 引いた球にかかっている番号を順位とする。
- F. 順位を記入した用紙を担当者から事前申込者に渡す。
- G. 誤って2個以上球を引いた場合は、引いた球を全て容器に戻し、改めて引き直す。
- H. 抽選が終わり次第、事前申込者は帰って構わない。
- I. 予め委任状が提出された事前申込者にかかる抽選を行う際は、地域振興課・しまなみ振興課職員が当該申込者の抽選を代行する。

(Ⅲ)結果発表

抽選の結果、優先順位の上位から順に予算額を割り当て、予算額が割り当てられた事前申込者を当選者とし、予算額の不足により、割り当てられなかった順位以下の事前申込者は落選者とする。

当選及び落選の結果発表は後日、文書にて通知する。

④当選者の取り扱い

当選者に、事前申込で提出した改修等の内容で「3. 交付申請」の手続きを行ってもらおう。

⑤落選者の取り扱い

抽選後、当選者が補助要件を満たさなかった場合や辞退した場合及び県から追加配分が認められ、補正措置が行われた場合等においては、落選者の中で優先順位が上位の者より順に繰り上げ当選者として扱う。

この時点での順位は、次項以降の第2次募集による申込者の順位に優先する。

また、この順位は、令和3年度限り有効とし、令和4年度においては、改めて、事前相談から始まる手続きにより、新たな順位を割り振るものとする。

第4 第2次募集

1 事前相談

(1) 事前相談期間

令和6年5月1日（水）以降随時（令和3年6月末頃までを目途）

※令和6年度予算額に達したときは、事前告知なく、打ち切る場合があります。

(2) 事前相談の内容

事業の概要に関する問い合わせへの対応、様式の配布

(3) 事前相談先

地域振興部 地域政策局 地域振興課
しまなみ振興局 しまなみ振興課

(4) 事前相談方法

地域振興課・しまなみ振興課での面談、電話等

(5) その他

店舗兼住宅を改修する内容の事業であった場合は、関係機関（市建築課、消防本部警防課、保健所等）に相談するよう伝える。

2 事前申込

(1) 事前申込受付期間

令和6年5月1日（水）以降随時

※令和6年度予算額に達したときは、事前告知なく、打ち切る場合があります。

(2) 事前申込先

地域振興部 地域政策局 地域振興課
しまなみ振興局 しまなみ振興課

(3) 事前申込方法

執務時間中に以下の事前申込書類を提出（郵送可。）

(4) 事前申込書類

- ① 今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付事前申込書
- ② 補助対象事業費の算出根拠
- ③ 住宅の図面（配置図及び平面図）

(5) 事前申込受付時の市の対応

地域振興課・しまなみ振興課職員による聞き取り及び書類を通して、補助対象になりうるかを確認する。受け取った事前申込書については、受付番号を記入の上、控えを申込者に渡す。

(6) 事前申込の結果

申込者が申し込みを行った段階で、予算残額がある場合は、先着順で事業実施の案内を行う。

申込者が申し込みを行った段階で、既申込額の合計が予算額を上回っている場合優先順位者が補助要件を満たさなかった場合や辞退した場合及び県から追加配分が認められ、補正措置が行われた場合等においては、優先順位が上位の者より順に繰り上げ当選者として扱う。

なお、この順位は、令和6年度限り有効とし、令和7年度においては、改めて、新たな順位を割り振るものとする。

第5 交付申請

1 申請受付期間

第1次申込による当選者等

令和6年5月17日（金）～令和6年6月19日（水）

なお、期日までに正当な理由なく交付申請書の提出が無かった者は、事前申込及び抽選による優先権を失う。

繰り上げ当選者及び第2次申込による者

市長が指定する日

2 申請先

地域振興部 地域政策局 地域振興課

しまなみ振興局 しまなみ振興課

3 申請方法

原則持参によるものとする。

なお、補助金交付申請は、事前申込で提出した改修等の内容とし（軽微な変更等により市が認めたものを除く。）、事前申込の補助対象経費の額を超える申請はできない。

4 提出書類

① 今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書

② 誓約書

③ 世帯全員の住民票

④ 市税納税証明書（同一世帯の納税義務者を含む）※

⑤ 申請者が補助対象物件に係る住宅の改修等を行うことができる権原を有

することを証明する書類

- ⑥ 補助対象事業費の算出根拠
- ⑦ 住宅の図面（配置図及び平面図）
- ⑧ 現況写真
- ⑨ 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

※「④ 市税納税証明書」については前住所地の納税証明書を提出していただく。
この場合、前住所地が当市と同じく完納証明書を発行している場合は完納証明書を提出していただく。完納証明書を発行していない場合は、交付申請時から最長5年間を目途に、遡ることのできる範囲で各年の納税証明書を提出していただく。

なお、既に当市に住民票を異動し、課税されている方については、上記に加えて当市の完納証明書も提出していただく。

5 申請内容の審査

申請された内容について、補助金交付の条件を満たしているか等の審査を行う。建築確認申請の要否については、建築課に確認を依頼し、必要があれば現地確認を実施する。上記の現地確認等については、申請前に予め実施することもある。

6 補助金交付決定の通知

申請の内容が適当と認めるときは、書面にて交付決定を通知する。

第6 事業の実績報告及び補助金交付

1 実績報告受付

令和7年1月31日(金)までに提出(厳守)

事業完了後、補助対象者から実績報告を受け付け（原則持参。郵送不可）、審査を行う。事業計画に従った住宅の改修等の実施内容については、建築課に確認を依頼し、必要があれば現地確認を実施する。

2 提出書類

- ① 今治市移住者住宅改修支援事業実績報告書
- ② 世帯員全員の住民票
- ③ 補助対象事業費の明細書
- ④ 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し
- ⑤ 完成写真

- ⑥ 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の完了報告書の写し
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

3 補助金の確定の通知

実績報告書の審査の後、補助金の額を確定し、書面にて通知する。

4 補助金の交付

申請者から請求書を受理し、補助金を交付する。